

Title	国際漁業警察 (下)
Sub Title	
Author	泉, 哲
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.10 (1916. 10) ,p.1441(109)- 1448(116)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161001-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

きや、之が問題である。若し小賣代價のみを制限するとすれば小賣商人の利益を害する恐がある、若し卸賣代價をも定めるとすれば小賣と卸賣との間に於ける代價の差額(即ち小賣商人の受くべき利益を幾何とすべきや。抑々斯る決定をなすことが可能なるや否や。又假令是等の問題を巧みに解決し得て能く代價制定を行ひ得たりとするも、各地方それ〴〵需給の状態を異にして居るからして其の制定せらるゝ代價は全國を通じて均一にして而も公平を失はざることは到底期待することは出来ないであらう。考へれば代價制定の實行の前には幾多の困難が横はつて居るのである。

かくの如き次第で、買占禁止に對しては左程に反對はないが、代價制定の範圍を擴張するの件は一般の氣受け甚だよろしくない。故に是等の諸案が果して悉く上院を通過して法律となるや否やは疑はしいのである。

とせば、佛國の食料品政策が吾人の目を恃しむるもの少なきことは即ち經濟狀態が未だ之を必要とする程の窮狀に陥つて居らないといふことを表示して居るものと見て差支ないからである。(完)

本論を草するに當つて參考した主要なる資料は次の如し。

- (1) Charles Gide: Provisioning in France and the measures taken by the government to that end. (Economic Journal, March 1916.)
 - (2) J. H. Richard: La vie paysanne. (Revue politique et parlementaire, Dec. 1915.)
 - (3) A. Souchon: La hausse des prix et les projets de taxation. (Rev. pol. et parl., Fev. et Mars, 1916.)
 - (4) D. Zolla: Revue des questions agricoles. (Rev. pol. et parl., Jan. et Avr., 1916.)
 - (5) Vicomte G. d'Avenel: La vie chère. (Revue des Deux Mondes, Avril 1916.)
 - (6) A. Calvet: La crise de la viande en France dans l'alimentation militaire et civile. (Rev. pol. et parl., Jan. 1916.)
 - (7) Georges Dureau: La marche des sucres et la guerre de 1914. (Journal des Economistes, Oct. 1914.)
- 其の他 Revue pol. et parl. 並に Journal des Economistes に載せたる雜報及び時局日誌、『經濟資料』(南滿洲鐵道株式會社發行)第一卷第四號所載『佛國石炭問題』等。(五、八、廿八)

六 結語

以上五節に亘つて述べたる所を通じて考ふるに、佛國の食料問題は獨逸のそれの如くに重大なるものではない。獨逸の食料問題が如何にして食料を不足ならしむべきかといふ分量の問題であるのとは異なつて佛國のそれは如何にして食料品を安價に供給すべきかといふ物價問題であるに過ぎない。その結果として佛國政府の採つた食料品政策は獨逸のそれの如くに周到果敢なものではなく、食料品の消費分量を一日につき幾何と限定するなどの策は嘗て行はれて居ない、唯石炭の消費量を限定せんとするの案が一時提唱せられて立消となつたことがあるに過ぎない有様である。かくの如きは佛國政府の施設が獨逸政府のそれに比して劣つて居るといふことを示すのであらうか。予は敢て否と答へる蓋し若しも政策の行はるゝ方向並にその程度が必要といふものゝ程度に従つて定まるものなり

國際漁業警察 (下)

泉 哲

英米間に起れる漁業爭議は一七八三年九月三日の平和條約條項の解釋を異にせるに起因す。同條約第三條は「合衆國人民はグランドバンク其の他の凡ての砂洲に於て各種の魚類漁獲の權を保留して侵害せられるゝ事なかるべし。セントローレンス灣に於て兩國の住民が漁獵に従事したる海洋に於ても亦同じ。合衆國市民はニューファウンドランド沿岸に於て英國漁夫と同等に、但し乾燥及び製造を除き各種の魚類漁獲の自由を有す。其の他の英領亞米利加沿岸港灣砂洲に於て英國漁夫は人家なき港灣、ノバスコシヤの河川、マグダレナ島、ラブラドルの河川に限り魚類を乾燥し及び製造するの自由を有す

但し人家の設けらるゝと共にかゝる地方に於て魚類乾燥若くは製造を以て不法と見做すべし。前以て住民、所有者の承認ありたる場合は此の限りにあらず」と規定す。此の協約條項は一八一二年英米戦争に至る迄何等の問題もなく極めて圓滿に執行せられたるも此の戦争と共に兩國間の漁業問題なるもの始めて生ずるに至れり。英政府の主張に曰く、戦争は通商條約を廢棄す、而して一七八三年の漁業條約は一の通商條約に過ぎずと。然るに米國政府は之に抗辨して曰く一七八三年の條約は兩國間の平和條約にして漁業に關する條項は帝國の權利分割の性質を帶ぶるを以て兩國の國境を定めたるが如く、戦争の影響を受くるものにあらず。と然るに一八一四年セント條約締結の際米國の主張は英國の認容する所とならず以之一八一八年漁業國境奴隸返還問題に關し意見の交換を計り併せて協約締結の目的を以て二國代表者倫敦に會議し同年十月

二十日兩國意思の一致を見るに至れり。此の協約により、合衆國市民は英國臣民と共にニューファウンドランドの南岸に於て各種の魚類漁獲の自由を永久に有する事を認め合衆國漁夫はニューファウンドランドの南岸に於ける無人の港灣河川に於て魚類乾燥製造の自由を永久に保有し合衆國は合衆國漁民が叙上の沿岸港灣河川の三海里以内に於て魚類漁獲乾燥製造をなし得るの要求を放棄せり。不幸にして此の協約は兩國間の漁業問題を解決せざりしのみならず問題を益々紛糾せしめたる憾あり。乃ち協約第一條の解釋は英米間に於て大差異を生じ合衆國は魚類漁獲の自由なる語は英、加奈太、ニューファウンドランドの法律の拘束を受くべき性質のものにあらず。而して其の法律命令條例等は勿論漁業時間日數漁期漁獵方法使用の漁具等に關するは言を俟たず。且つ合衆國市民が與へられたる漁獵の自由を執行するに當り合衆國の承認なく

して燈臺料入港税其の他の諸税を課するを得ず沿岸港灣河川より三海里は沿岸の屈曲に従ひ干潮時の汀線より計りたるものたざるべからずと主張せり。而して米國漁夫の主張し且つ實行せる所なりき。英國政府は之に反し一八一八年の條約は漁獵の自由を承認したるものにして貿易の權は與へ居らず。故に商業上の特權執行の自由は協約の精神と伴はざるものなり。而して商業上の特權を以て權利と見做し得る國際法の精神を何所にも發見し能はず。尙ほ灣と稱するは其の灣口の廣狹に關せず大部分陸地を以て圍繞せられたる海水なりと云ふ三個の理由を以てして米國の主張を斥けたり。かくして二國は單に自己の主張を枉げざりしのみならず之を實際に實行したるを以て米國漁船の屢拿捕せられてニューファウンドランド及び加奈太政府の沒收する所となりしもの尠からず。此の問題は爾後益々重大なる性質を帯び來り國交斷絶の虞あり

たれど幸にして此問題は一九一〇年海牙に於て開催せる北太平洋沿岸漁業仲裁會議に提起せられて事なきを得たり。此の仲裁會議に於て合衆國は主張して曰く「漁業條約を作成し之を勵行するに該り協力するの件は合衆國漁民の漁業權を安固ならしむる唯一の方法なり。而してかゝる權利は條約によりて漁業の自由權を與ふるに當り同時に認められたるものと解するを至當とす。」と。然るに仲裁會議は此の主張に對し三の理由の下に之を拒絶せり。

- 一、法理上合衆國の主張は英國の獨立權の一部を放棄要求を意味す。
- 二、條約は漁業の對等權を與へ居らず。唯だ協同して漁獲するの自由を認めしに止まる
- 三、漁業規則制定に關し凡て合衆國の同意を要する場合には米國人に對し不利益なる點は悉く棄却せられ其の結果紀律なき混亂の狀態に導くものなり。

之れ仲裁會議に於ける判決中に見へたるものにして英米兩國間に一世紀間に亘りて解けざりし難問を解決せしものなり。斯くして北太平洋沿岸漁業に關する協同管理なるもの米國の主張に不拘遂に實現せられずして止みぬ。

北太平洋

歐洲及び北太平洋に於ける漁業條例に關し大略を研究したるを以て最後に吾人は北太平洋海獸獵問題に注意を向けんと欲す。

北太平洋に於て産する海獸皮は世界需要の大部を充すものにして數國の漁夫年々北太平洋に到り捕獲する海獸數は實に夥しく若し之が無制限に捕獲を許容せらるゝ場合には或は海獸の絶滅を見るに至らんとするの勢ありしかば合衆國は一八八七年獵虎國際保護案を獨、瑞典、諾威露、日、英諸國に提出せり。一九一一年此の案の熟するに先ち英米、英露間に一時的の文書數次交換せられ一八九一年六月十五日英米間に一

の假條約締結成りて英國政府は一八六七年米露間に結ばれたる協約によりて設けられたる境界線の東方に方るベーリング海に於て翌年五月に至る迄英國臣民をして海獸捕獲を禁じ同時に英國臣民及び英國漁船をして此の禁止條項を勵行せしむるを約せり。合衆國政府亦同一の決意を表示せり。而して協約條項を勵行するの目的を以て二國軍艦を以て組織せる混合巡邏隊を組織せり。合衆國領海以外のベーリング海に於ける此の禁止條項に違反したる船舶及び漁民は之を拿捕し抑留し被告の本國に送附し裁判に附して處罰を加へらるゝ、此の假條約の締結を見るに同時に合衆國海軍大臣は軍艦セテスをパポツプに急派し大統領の宣言を獵虎船に傳へしめたり。又軍艦モヒをプリビロフ島セントポール、セントジョージ附近に派遣して米國及び英國人民及び船舶に同様の意味を通達せしむ。之と共に此の宣言に違反したる英米人及び船舶を拿捕し最

近の便宜なる自國港灣に送致するに足る艦隊派遣の事をも通せしめたり。英國政府も亦叙上の禁止區域内に二隻の軍艦を派して同様の意味を獵虎船に通達し違反者を逮捕し英米船舶の漁獵器械を沒收せしめたり。其の翌年兩國政府は一八九二年三月十八日のベーリング海に關する假條約存續の件を承認せり。

獵虎獸保存に關しベーリング海に於て合衆國の管轄權及び兩國臣民の獵虎獸捕獲の權に關し英米間に爭議生じ爲めに兩國の感情を害する事甚しく遂に二國政府は一八九二年二月二十九日ワシントン府に於て締結せる協約により漸く意思疎通を計るを得たり。兩國は以上の問題を仲裁々判に附するを同意し該仲裁々判は兩國各二名を指命し佛、伊、瑞、諾各一名を選出し都合七名を以て組織せらる會議は巴里に於てし一八九三年八月十四日判決あり。判決文第一項によれば兩國政府は其の臣民がプリビロフ島六十哩

周圍の一帶に於て獵虎獸を捕獲するを禁ずるを要し其の他の公海に於て二國政府は毎年五月一日より七月三十一日に至る間海獸の捕獲を禁ずるを要す。其の他の時期に於て海獸の捕獲は免許を受けたる帆船に之を許可す。網、火器爆發物の使用を禁じ尙ほ捕獲武器を巧に使用し得る漁夫の技術に關し各國政府一の規定を設くる必要あるを勧誘せり。仲裁々判は協同取締の必要を認め之を勵行するの方策を立つるの要ある事を表示せり。されどかゝる取締條例は五年毎に訂正せらるべきものたりとす。而して此の判決は二國政府の海軍によりて勵行せらる。之れ北太平洋に於ける國際警察組織上に於ける最も著明なる一例なりとす。

英米間に於て假條約締結と殆んど同時に英露間に於ても獵虎漁業及び獵虎獸保護の問題討議せられたり。露國政府は北太平洋に於ける獵虎獵業保護の爲めに一八九三年一ケ年間一の手段

を採る事を提議せり。英國政府は之に對へて其の臣民がベーリング海に於ける露國沿岸十海里の範圍内に於て一八九三年十二月三十一日に至る一年間英國臣民の獵虎捕獲を禁ずる事を以てせり。且つ兩國間に協約成立と共に之が履行の目的を以て必要なる巡洋艦派遣の事をも提言せり。禁止區域内に於て英船が海獸捕獲に従事せる場合には英露巡洋艦は之を拿捕し露國巡洋艦の場合には被告船を横濱若くは或る英國港灣に在る英國軍艦司令官に引渡し且つ英政府は露政府がコンマンドロスキートレニユー島附近に於て一八九三年に三萬頭以上の獵虎を捕獲せざるべきを要求せり。露國通牒は二點の保留を除きては全部英國の提案に賛同の意を表したり。一、沿川國は普通領海と稱せらるる區域以外に其の領土權を擴張するを欲せず。二、海獸保護に當り其の保護の方法に關しては完全なる自由を保留す。其の方法たるや禁止區域を設け又は濫獲

を禁止し若くは公海に於て之を取締るの方法を意味せり。此の規定は英國樞密院令を以て一八九二年七月四日より同九四年一月一日に至る期間實施せらるる事となせり。其の後露國政府の要求により此の期間延長せられたり。

合衆國政府は一八九五年九月十日再び獵虎獵混合取締案を提出し英露日米の委員を以て組織せる一の調査會を設け海獸濫獲の結果を調査し海獸絶滅を防ぎ獵虎皮の供給を永續せしむるの目的を以て捕獲取締に必要な手段を講せん事を提言せり。

一八九七年十月英米及び加奈太の委員相議したるが露代議員の之に加はる事に關し英國不同意を表し單に顧問の資格を以て列席するに至る此の會議は其の調査の結果を同年十一月十七日に報告せり。

從來採用せる取締條例たるものは一般に一時的にして年々之を延期し若くは改訂せらるるの

状態に在りしかば永久的性質の一般條例を設くるの必要は關係諸國の何れも認めつゝありし所なりき。而して英米露三國間に協定せられたるものは將來永久的比較的完全なる漁獵行政に導く豫備手段たりしなり。

一九一一年七月七日ワシントンに於て日英米露四國間に締結せられたる北太平洋に於ける獵虎獸保存及び保護に關する協定は關係各國の希望を充せるものと言ひて可なるべし。四強國は其の第一條により北緯三十度以北の北太平洋にしてベーリング、カムチャツカ、オコーツク、日本海等を包括する一帶に於て獵虎濫獵を禁止するを互に誓へり。領海以外に於て發見せられたる違反者は締盟國の何れの軍艦若くは特務官吏の爲め拿捕せらるべし。但し之等官吏の管理權は違反者の本國の最近の領土に交附すると共に終了を告ぐるものとし濫獲に従事せる船舶及び乗組員は締盟國の港灣に入るを得ず。不正の

行爲によりて得たる獸皮が其の米露日の領海の種類に屬するを認めたる場合に於て之を締盟國の領土内に持參らしむるを禁ず。海岸より三海里の領海以外に於ては各締盟國は自ら適當の取締をなすの自由を有す。締盟國は協約履行に必要な法律を制定執行するを約し。日米露は協約條項履行の爲め獵虎獸の往來する海洋に巡邏船を派遣するを承諾せり。

此の協約中最も趣味を感ずる事深き點は第十條より十四條に表はれたる諸點にして合衆國はプリピロフ其の他の島嶼沿岸に於ける合衆國管轄以内の捕獲せる海獸全數の一割五分をプリピロフ島在住加奈太官憲に交附し他の一割五分は毎年々末に於て日本政府の代理者に交附す。又二十萬弗を協約條項により日英が領有し得べき獸皮代として兩國に交附す。兩國の領分は毎年千枚を下ざるものと豫定せらる。而して合衆國は自己の管轄以内に於ては捕獸を取締るの全

交戰國貨幣低落と其防策(三完)

三宅嘉十郎

權を保留せり。土人使用を除き捕獲を全部禁止の場合合衆國政府は二國政府に對し嚴禁の年内に限り一年十萬弗を交附す。露國はコンマンドロスキー島又は其の他の露管轄内に於ける捕獲各一割五分を日本及び加奈太政府に交附し必要と認むる場合は五ヶ年間の權を保留す。但し露國は十年間毎年露國管轄内に於て北太平洋に於ける捕獲數の五分以上を捕獲すべきものと定む。但し捕獲數一萬八千頭に下る場合には日加兩政府に交附すべき獸皮は之を保留するも差支へなし。日本政府はローピン島及び其の他の管轄區域内に於て得たる總數の各一割を米加露政府に交附するを約し尙ほ捕獲交附を中止するの權を保留せり。英國政府も亦其の管轄區域内に於て得たる總數の一割を日米露に交附するを約す。此の協約は一九一一年十二月十五日より實施せられ十五ヶ年間の有効期限を有す。

目次

- 第一 戰亂と交戰國爲替相場の變調
- 第二 英貨の低落と其防止策
- 一 戰亂と英貨相場の低落
- 二 英米爲替相場の低落と其防止策
- 第三 佛蘭西及露國貨幣低落と其防止策
- 一 佛蘭西
- 二 露國
- 第四 獨逸及奧匈國貨幣低落と其防止策(以下本號)
- 第五 戰時爲替調節策
- 第四 獨逸及奧匈國貨幣相場低落と其防止策

獨逸は近年銳意海陸の軍備を整ふると共に往年モロッコ問題に關聯して金融上の事由より佛蘭西に潜伏せざるべからざる羽目に陥りし以

來、深く自國金融組織に缺陷の存するを感得し爾來致々として金融上の對戰準備に努めつゝあり。就中一國信用の基礎は中央銀行の金準備に在りとなし、之が充實に専ら意を用ゐる小額面紙幣の發行、政府紙幣發行高の引上げ、スペインダウ塔下戰時基金の増額、帝國銀行紙幣に法貨の資格を附與する等萬般の施設すべて中央銀行の金準備増加を圖るを中心として行はれたるを見る。加之帝國銀行亦積極的に種々の手段を講じて、國の内外より金吸收を圖りたるは一般周知の事實たり。されば一昨年大亂勃發して帝國銀行兌換を停止し、其他金融上の動員全く成りし際に於ける帝國銀行の正貨準備は、當時二億五百萬馬克に達せし戰時基金をも加へて十四億七千七百萬馬克に上り、紙幣發行高は一舉二十億を増加して三十九億馬克を算したるも猶ほ準備率四割一分を保ち得たり。加之其他諸般の準備何れも迅速に行はれて信用組織の完備を示せり

且一九一四年の初以來獨逸は外國證券を紐育市場に賣放ちつゝありて、開戰當時に於ても在外資金豊富なるに、更に和蘭、スカンチナヅ、諸國等に對しては金の現送を怠らざりしかば、當初獨逸相場は比較的高位を保ち、米獨爲替の如き平價四馬克に付九五・二八仙なるもの一昨年八月末には九六之仙に騰貴し、九月末稍低落せしも猶ほ九四之仙を示し平價に近かりき。然るに十一月に入りて以來急激に低落し、十月初旬一時回復して米獨相場九二之仙を唱へたりしも這は眞に一時の現象たるに止まり、大勢は益々低落歩調を速め同年十二月末には八八之仙を示し即ち七分五厘の低落なり。其後昨年一月中は僅に八七仙臺を保ちたりしが、二月に入りては更に暴落を演じ遂に八二之仙といふ一割三分餘の割引相場を示したり。和蘭瑞西等に對する相場も同様漸次低落して昨年二月末には何れも一割二三分の割引に在りたり。今昨年二